スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県 大垣市

自 治 体 名 ： 岐阜県大垣市
担 当 課 名 ： 教育委員会社会教育スポーツ課
電 話 番 号 ： 0584-47-8038

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	206.57 ㎢
人口	157,386 人
公立中学校数	10 校
公立中学校生徒数	4,083 人
部活動数	110 部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済み

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

大垣市の人口は約16万人であり、市内には10の中学校（うち１校は義務教育学校）において、運動系は18種110の部活動が設置されている。

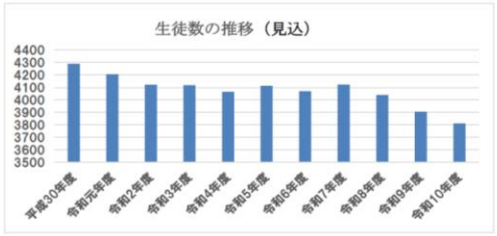
【課題①　部活動数の減少】

生徒数の減少や部活動加入率の低下により、部活動数が減少している。

○生徒数の減少

年　度	平成30年度	令和5年度	令和10年度（見込）	差引（H30-R5）	差引（R5-R10）
生徒数	4,289人	4,113人	3,800人	△176人	△313人

※　令和10年度（見込み）については、R5.5.1現在の児童数から算出



【出典：大垣市部活動地域移行基本構想】

○部活動数推移（文化系含む）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
部活動数	143	142	141	139	138	130

部活動加入率については、令和５年度の78%から、令和６年度、67%となった。

合同で部活動を行うことにより活動の維持に努めているが、これまで同様の活動を維持することが困難になってきている。部員を十分に確保できないことから、休部や廃部を余儀なくされる部活動がある。

【課題②　専門的な指導力の不足】

担当部活動の指導経験がある顧問を配置できている部活動は、全体の約40%（R5）となっており、専門的な指導力の不足に課題がある。

【課題③　保護者クラブ運営上の課題】

休日の部活動は、保護者が中心となって運営する「保護者クラブ」によって活動している部活動が多く、運営による保護者の負担が大きくなっている。持続的で、一貫性のある運営に課題がある。

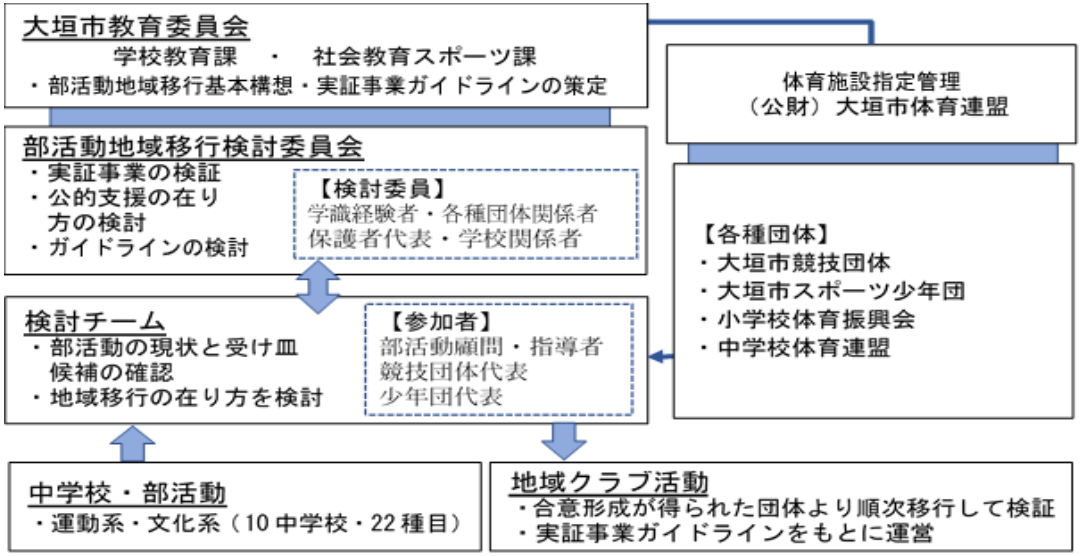
令和５年度より地域移行の取組を始め、令和6年3月に、「大垣市部活動地域移行基本構想」及び「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」を策定し、令和６年度より実証事業を開始したところである。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉**教育委員会**（社会教育スポーツ課）
・部活動地域移行推進事業の主管課
・部活動検討委員会、運動系検討チームの事務局
・（公財）大垣市体育連盟との連携
・少年団・地域スポーツ団体の実態把握と情報共有
・地域スポーツ団体や関連団体への調査等の事務局

◉**教育委員会**（学校教育課）
・学校との連絡・調整
・文化系検討チームの事務局
・学校に対する各種調査等の事務局

年間の事業スケジュール

月　日	内　　容
４月	・希望する学校の部活動育成会において市の方針を説明
５月８日～６月17日	・第1回検討チーム１４競技
６月３日～６月21日	・少年団・クラブを対象に実施意向調査
６月13日～	・保護者を対象にアンケート調査
６月10日～	・教職員を対象とした指導者募集
６月26日～７月18日	・第２回検討チーム１２競技
８月３日	・新たな地域クラブ活動実施検討会実証事業説明会
８月26日	・スポーツ推進審議会①
９月１日～	・指導者登録を開始
９月11日～	・中学校長と実施主体代表者の合意形成
10月31日	・スポーツ推進審議会②
11月12日	・第４回部活動地域移行検討委員会
11月21日～12月23日	・第３回検討チーム１０競技
１月31日	・新たな地域クラブ活動実施検討会実証事業説明会
２月10日	・第５回部活動地域移行検討委員会
３月	・中学校長と実施主体代表者の合意形成

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	１０校	実施した地域クラブ総数	１０ クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		１０クラブ（１５ 部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		０クラブ
全体の指導者数	３６人	全体の運営スタッフ数（代表者・指導者）	３９ 人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	活動日	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（代表者・指導者）	月会費	大会参加方法
星和FC	指導者：少年団	サッカー	月 12回／週 3 回	水、木、土	3年：11人 2年：11人 1年：12人	令和６年４月	星和中 大垣北高	7 人	7 人（内、教職員 1 人）	3,000～4,000円	学校と地域クラブの話合いによる
星桜会（星和剣道クラブ）	指導者：部活動外部指導者	剣道（新）	月 8回／週 2回	金、土又は日	3年：７人 2年：４人 1年：４人	令和６年４月	星和中	2人	2 人（内、教職員１名）	1,500円	学校と地域クラブの話合いによる
尚武会なぎなたクラブ	指導者：競技団体	なぎなた（新）	月 8回／週 2回	水、土	3年：４人 2年：４人 1年：１人	令和６年４月	大垣商業高	3人	4 人（内、教職員２名）	3,000円	学校と地域クラブの話合いによる

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	活動日	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（代表者・指導者）	月会費	大会参加方法
大垣東FC	指導者：少年団	サッカー	月 16回／週 ４回	火、木、金、土又は日	２年：11人 １年：10人	令和６年９月	東中	４ 人	４ 人（内、教職員１ 人）	2,400円	学校と地域クラブの話合いによる
大垣中央野球クラブ	指導者：少年団	軟式野球（新）	月 ４回／週 １回	土又は日	２年：11人 １年：10人	令和６年９月	南中 興文中	４人	４ 人	1,000円	学校と地域クラブの話合いによる
大垣東部野球クラブ	指導者：少年団	軟式野球（新）	月 ４回／週 １回	土又は日	２年：10人 １年：13人	令和６年９月	東中 江並中	３人	３ 人（内、教職員１ 人）	2,000円	学校と地域クラブの話合いによる
大垣北部野球クラブ	指導者：少年団	軟式野球（新）	月 ４回／週 １回	土又は日	２年：15人 １年：２人	令和６年９月	北中 星和中	２人	３ 人	3,000円	学校と地域クラブの話合いによる
西部バレーボールクラブ	指導者：競技団体	バレーボール（新）	月 ４回／週 １回	土又は日	２年：４人 １年：10人	令和６年９月	西部中	４人	５ 人（内、教職員１ 人）	1,000円	学校と地域クラブの話合いによる
S.Violet H.C	指導者：部活動外部指導者	ハンドボール（新）	月 12回／週 ３ 回	水、金、土	２年：12人 １年：６人	令和６年９月	北中	３人	３ 人	3,000円	学校と地域クラブの話合いによる
Spring Handball Club 江並＆西	指導者：部活動外部指導者	ハンドボール（新）	月 16回／週 ４回	火、木、金、日	２年：６人 １年：10人	令和６年９月	江並中 西中	４人	４ 人（内、教職員１ 人）	1,500円	学校と地域クラブの話合いによる

2.実証内容と成果

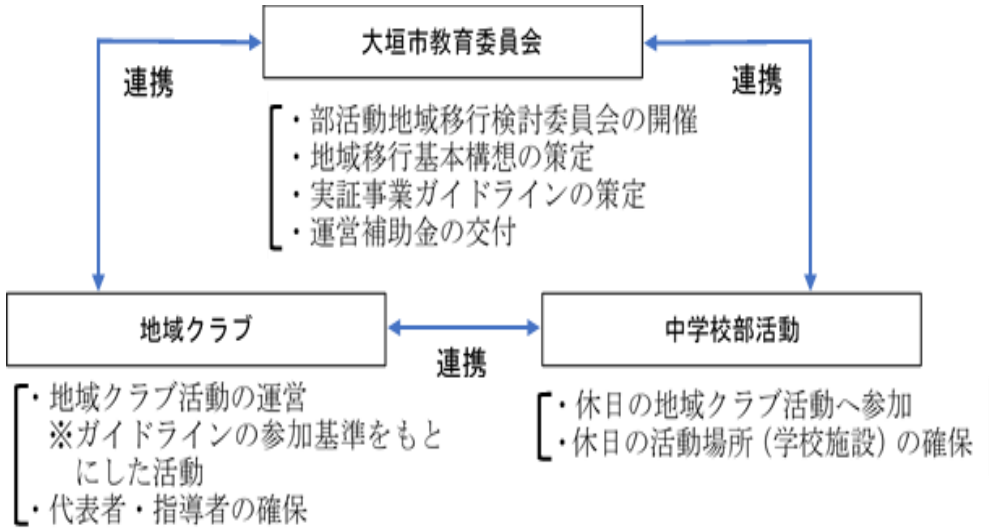
スポーツ庁

主な取組例

●大垣東部野球クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	軟式野球
運営団体名	大垣東部野球クラブ
期間と日数	９月１日 より地域クラブを実施 月４回程度
指導者の主な属性	少年団指導者・教職員
活動場所	東中学校・星和中学校
主な移動手段	保護者送迎、徒歩、自転車
１人あたりの参加会費等（年額）	24,000円
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●代表者

役割：実証事業ガイドラインに則って運営する。
円滑に活動できるよう連絡・調整を行う。

●中核の指導者　１ 名

役割：実証事業ガイドラインの理念をもとに指導にあたる。

●運営補助者　４ 名

役割：副代表、育成会長、育成副会長、会計

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

・部活動顧問や外部指導者、競技団体、少年団の代表者が参加する「検討チーム」を競技・種目ごとに開催し、今後の地域移行の在り方を検討した。

○1回目
5月 8日～ 6月17日　14競技
○2回目
6月26日～7月18日　12競技
○3回目
11月21日～12月23日　10競技

○検討チームの日程

1回目	競技	2回目	競技	3回目	競技
5月8日（水）	サッカー	6月26日（水）	サッカー	11月21日（木）	サッカー
5月9日（木）	剣道	6月27日（木）	剣道	11月22日（金）	剣道
5月10日（金）	なぎなた	6月28日（金）	軟式野球	11月28日（木）	ソフトテニス
5月13日（月）	軟式野球	7月1日（月）	バスケットボール（男子）	11月29日（金）	バレーボール
5月14日（火）	バスケットボール（男子）	7月3日（水）	柔道	12月9日（月）	ハンドボール
5月15日（水）	ソフトテニス（男子）	7月4日（木）	バレーボール	12月10日（火）	バドミントン
5月16日（木）	バレーボール	7月5日（金）	ハンドボール（男子）	12月12日（木）	バスケットボール（女子）
5月17日（金）	ハンドボール（男子）	7月8日（月）	バスケットボール（女子）	12月13日（金）	卓球
5月29日（水）	ハンドボール（女子）	7月9日（火）	バドミントン	12月16日（月）	ハンドボール（女子）
5月30日（木）	バスケットボール（女子）	7月10日（水）	卓球	12月20日（金）	陸上競技
5月31日（金）	ソフトテニス（女子）	7月11日（木）	ソフトテニス（男子）	12月23日（月）	体操競技
6月10日（月）	バドミントン	7月12日（金）	ハンドボール（女子）		
6月11日（火）	卓球	7月16日（火）	陸上競技		
6月12日（水）	陸上競技	7月17日（水）	ソフトテニス（女子）		
6月13日（木）	柔道	7月18日（木）	体操競技		
6月14日（金）	ソフトボール				
6月17日（月）	体操競技				

取組の成果

本市において令和６年３月に基本構想や実証事業ガイドラインを策定後、５月に１回目を開催。地域移行に関する市の方針を説明し、関係する方々の理解を深めることができた。
・休日の部活動の活動状況を交流することで現状を把握するとともに、各部活動の地域移行の進捗状況を確認することができた。
・軟式野球や剣道は、少年団や競技団体が中心となって地域移行を進めており、地域移行の今後の方向性を協議する場となった。

教育委員会（コーディネーター）の具体的な動きの実績

・検討チームでは、その競技に関わる関係者が、地域移行の在り方を協議し、指導者に関する情報を共有することができた。
・実証事業実施までの流れを示し、検討チームまでに、市内の少年団やクラブに対し実施意向調査を実施した。地域移行の受け皿を希望する団体の有無を明確にして、地域移行の方向性を協議できるようにした。
・合同での活動やエリアを分けての活動など、部活動を維持できない現状から地域移行での活動の在り方について協議した。

今後の課題と対応方針

・令和６年度は、競技団体や少年団などが地域移行の受け皿となり、10団体が実証事業に参加したが、今後、保護者クラブが体制基盤を整えて、地域クラブを設立していくことを想定すると、保護者への丁寧な説明が必要となり、代表者や指導者の確保が課題となる。
・地域移行できない要因を把握し、個別に状況を聞き取りながら、地域移行のための支援を行っていく必要がある。
・合意形成できた団体より順次、移行を行っているため、全体の移行が遅れないよう早期の移行を目指していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保①

取組事項

【質の保障】
・令和６年３月に策定した「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」において、指導者に対し、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かに生きる資質・能力を育むことができるよう指導することを求めている。
・ガイドラインの参加基準には、指導者に対し、「複数年、指導ができること」、「資格を保有していること」、「暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないこと」を求めている。
【量の確保】
・「検討チーム」において、指導者紹介を希望する団体を把握した。教職員を対象として指導者の募集を行うとともに、地域の指導者を対象に「指導者登録制度」を実施し、指導者の確保に努めた。

資格有無

中核となる指導者に対し、「日本スポーツ協会・中央競技団体の公認資格の保有、または、岐阜県スポーツ協会主催の地域クラブ活動指導者育成研修会認定証の保有」を求めている。

指導者登録制度

９月１日より、市独自の「指導者登録制度」を開始し、地域の方に登録いただけるよう協力を依頼した。指導者の紹介を希望する団体に対し、登録された方の中から、指導者を紹介する。

競　技

市内中学校で実施している14競技において、指導者登録を実施した。
【競技】
・サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、バドミントン、ソフトテニス、ソフトボール、卓球、陸上競技、剣道、柔道、なぎなた、体操競技

取組の成果

【質の保障】
・本市において地域クラブの認定制度を設けており、認定申請の際に、中核となる指導者が、指導者資格を証明するものを提出し、各団体に指導者資格保有者が位置付く形で、地域クラブ活動をスタートすることができた。
・指導者には、定期的な資格の更新を求め、指導者の質の保障を図っていく。
【量の確保】
・教職員を対象にした指導者の募集や地域の指導者を対象とした指導者登録制度では、数は少ないものの各競技・種目における指導者を把握することができた。
・指導者を希望する団体には、「市の登録制度」、「教職員の希望者」、「県の人材バンク」の中から指導者を紹介する仕組みをつくることができた。今後、さらなる指導者の確保に努めていくことが課題となる。

令和６年度　新たな地域クラブ活動　実証事業　参加基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①市の基本理念に基づいた、運営がされている。	・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツに親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。	・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則、１日３時間までとしている。
	③中学校部活動の受け皿となる団体である。	・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体である。（複数の部活動の生徒を１つの団体が受入れる場合等も可とする）（その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない）
	④継続可能な代表者・指導者が配置されている。	・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。 （生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導
	⑤指導者が資格を保有している。	・中核となる指導者が資格を保有している。 （公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格　等）
	⑥暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。	・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第４条（暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等）を遵守している。
	⑦市内の施設を活動	

【出典：新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン（大垣市）】

今後の課題と対応方針

・今後、指導者の質を保証していくために、指導者に対し、市体育連盟が主催する研修会への参加についても検討していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

市内の競技団体や少年団を所管する市体育連盟との連携をより一層強化し、地域移行の推進にあたる。

①新たな実施主体候補及び受入れのための諸条件整備
・実証事業参加希望団体からの相談と対応

②会議等開催の支援
・市体育連盟と教育委員会の共催による会議の開催

③指導者に関する情報の提供

④令和７年度以降の研修計画

⑤地域移行に向けた各競技団体や少年団等の情報収集

⑥関係団体等への周知
・加盟団体等へ地域移行に関する情報の周知

取組の成果

・競技団体や少年団等から地域移行に関する問合せがあった場合に、市の方針を踏まえ、受け皿となるための方向性を示していただいた。

・各競技の地域移行の在り方を協議する「検討チーム」を市体育連盟と教育委員会の共催により開催し、会議の中では競技団体や少年団を所管する立場から発言したことは、地域移行を進めるうえで有効であった。会議の前後で、常に情報を共有し対応できたことがよかった。毎回、会議の議事録を作成いただいことにより、会議の内容を振り返ることができた。

・令和６年度、市単独の研修会は実施していない状況である。令和７年度以降、市体育連盟が実施している研修会に、地域クラブの指導者も参加できるよう計画を進めている。

・卓球の指導者確保に向け、企業を中心とした大会において、市体育連盟と教育委員会が一緒になって、情報収集することができた。

⑤地域移行に向けた各競技団体や少年団等の情報収集

・調査目的
市内の体操部の移行に向けて、小学校で体操を行っている選手の中で、中学校で体操競技を継続したいと思っている選手を把握するため調査する。
・調査方法：関係団体への聞き取り調査

⑥関係団体等への周知

・行事名：加盟団体長・理事長合同会議
・期　日：令和６年７月２日（火）
・内　容
各競技団体の会長や理事長を対象に、部活動地域移行に関する市の方針や移行状況等を説明

今後の課題と対応方針

・指導者を希望する団体に対し、市として指導者を紹介できるかが課題となる。県の人材バンクや市の登録制度も活用するが、市体育連盟と指導者に関する情報を共有し、実施希望時期に合わせて指導者を紹介できるように努めていく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等①

取組事項①

・会費及び指導者謝金については、各地域クラブの運営状況に応じて設定することとしている。会費の設定にあたっては、実証事業のガイドラインにて、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう示している。
・市から運営補助金として、指導者謝金と運営補助費を以下のとおり支援している。

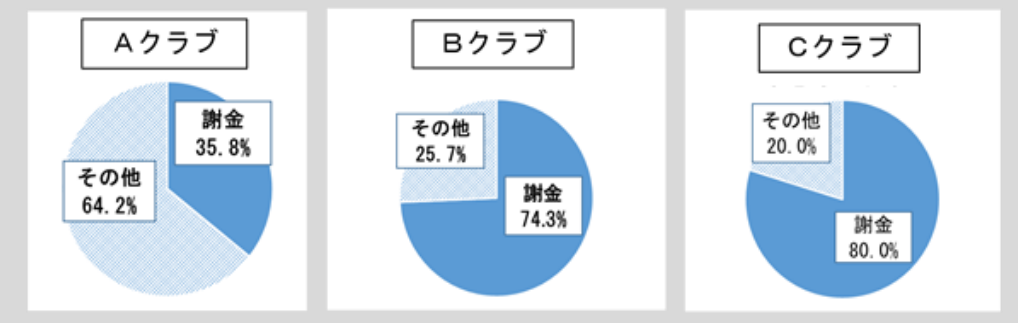
○指導者謝金（中核の指導者1名）
謝金単価/時間　×　休日活動時間数　×　補助率１/４
（上限1,600円）　（上限144時間）
○運営補助費（謝金以外の運営費を対象）
謝金以外の運営経費　×　補助率１/４
（上限31,500円　＋　50円×生徒数）

地域クラブに関する情報

（金額：年額）

	Aクラブ	Bクラブ	Cクラブ
会費	43,458 円	18,000 円	36,000 円
指導者謝金支援額（市）	45,000 円	30,000 円	36,000 円
運営補助費（市）	8,000 円	7,000 円	7,000 円
指導者謝金（時間）	1,250 円	1,000 円	1,000 円
指導者人数	6 人	2 人	2 人
生徒数	34 人	15 人	9 人

全支出における謝金の割合



・Aクラブは、30人以上の団体で積極的に対外試合を行っており、遠征に関する費用を予算に含めているため、謝金の割合は低いが、B・Cクラブは、20人以下の団体で謝金割合が高くなっている。

・これまで、年額5,000円程度だった部費に比べ、指導者に対する謝金を支払うことから、保護者の負担が増えることになった。
・生徒数や指導者の数などから、各地域クラブにおいて、会費と謝金額を設定しているが、全支出の中でも謝金が占める割合が高くなっている。

取組事項②

・低所得者世帯に対し、参加費の補助を行っている。
○対象
・生活保護受給世帯
・就学援助受給世帯
○補助内容
・地域クラブ加入前に所属していた部活動の部費年額から地域クラブの会費（支払済額）を差し引いた額（年額上限2,000円）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

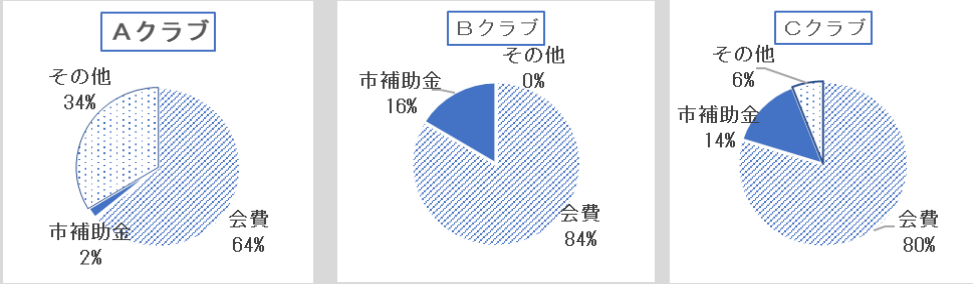
取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等②

取組①の成果

・実証事業初年度より、指導者謝金と運営補助費について、市より補助できた。
・地域クラブの全収入に対する市の支援の割合は、高いとは言えず、今後、検討が必要となる。
・指導者謝金に対し、各競技の検討チームにおいて、持続可能な運営となるよう1時間当たり1,000円以上の設定となるよう説明を行ってきた。実施10団体中9団体で、実施することができた。保護者の負担は増えるものの、会費は受益者負担とし、補助率を設けることで、指導者がボランティアではなく謝金をもらえる形で実施できた。
・謝金以外に使用できる運営補助費を設定したことで、指導者の保険代や会場使用料に使用するなど、有効に活用された。

○全収入に対する市の支援の割合



取組②の成果

・実証事業初年度より、低所得者世帯を対象とした補助を実施できた。教育委員会において、低所得世帯に対する補助の案内チラシを準備し、地域クラブから全生徒へ配付したことで、保護者に対する周知を確実に行うことができた。対象者が、直接、市に申請するため、個人情報等に関する内容を遵守することができた。

今後の課題と対応方針

・指導者謝金や運営補助費について、市から実施団体への補助率は１/４であり、３/４は保護者の負担となるため、保護者の負担は大きい。
・指導者に対して謝金を支払うことが課題となり、地域クラブの運営を決断できない団体があることも課題である。
・今年度、一人の指導者に対する指導者謝金の補助を行ってきたが、実際には、二人以上で指導しており、二人目に対する補助を求める要望があった。
・今年度、指導者謝金と運営補助費により、補助を行ったが、どのような支援の在り方が地域クラブにとって有効なのか、分析を進めていきたい。二人目の指導者に対する補助や補助率を上げることなど、市の支援の在り方を検討し、保護者負担の軽減を図っていきたい。
・低所得者に対する補助についても支援の上限額を引き上げることができないか検討を行っていきたい。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

令和６年３月に策定した「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」において、実証事業に参加するメリットの中の一つに、次の内容を示している。

「学校部活動と同様に、学校施設を活動場所として使用することができる」

また、同ガイドラインの中の活動場所に関し、次の内容を示している。

「学校は、新たな実施主体が学校施設を使用して活動することができるように、新たな実施主体と使用日時の調整を行い、使用する施設を確保する。新たな実施主体は、部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める」

取組の成果

・現在、実証事業を実施している地域クラブ10団体のうち、部活動と同様に中学校の施設を使用している団体は9団体である。１団体は、移行先が競技団体であり、中核となる指導者が高等学校の教諭であることから、高等学校の施設を主に使用している。

・活動場所の確保については、地域クラブと学校との調整により、基本的には学校で活動場所を確保できている。

・地域クラブにとっては、学校施設を使用できることは、市の体育施設を使用する場合に比べ、支出を抑えることができるため、保護者負担の軽減にもつながり、メリットは大きい.

・地域移行の在り方を協議する際、市が策定したガイドラインにとらわれず民間クラブを設立することも可能であるが、地域クラブであれば優先的に学校施設を使用することができることから、地域クラブを設立するケースがあった。

・部活動で使用している備品等は、できる限り地域クラブにおいても使用できるよう学校と共通認識を図った。（例：バッティング練習で防球ネットを使用）

今後の課題と対応方針

・休日の部活動を移行している中、平日も移行できる場合には、移行することを方針としており、現在、10団体中６団体が、休日・平日とも地域クラブ活動を行っている。

・平日、特に体育館の使用については、一般開放が18時からとなっており、体育館の利用がない場合には、地域クラブが利用することも可能であるが、既に一般の団体による使用が飽和状態にあり、地域クラブが使用することは難しいという現状がある。

・今後、学校と地域の学校開放担当者が、地域クラブの使用を共通認識し学校開放を行っていくとともに、平日に、地域クラブが一般開放の時間帯に使用できるか、検討を進めていく。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和６年３月に策定した「大垣市部活動地域移行基本構想」と「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」をもとに地域移行を進め、今年度、地域クラブ10団体が実証事業を実施することができた。

各競技において、部活動顧問をはじめ、外部指導者、競技団体や少年団関係者の代表者が参加する「検討チーム」で、市の方針を説明するとともに、地域移行の在り方を協議したことは、大変有効であった。

地域移行の推進にあたり、会議の開催や指導者の確保など、市体育連盟と情報を共有し、連携して対応できたことも大きい。

指導者に関しては、資格の保有と定期的な資格更新を求めることにより、指導者の質を担保している。指導者を希望する団体に対しては、「市の登録制度」、「教職員の希望者」、「県の人材バンク」の中から指導者を紹介する仕組みをつくることができた。

地域クラブ等への支援については、保護者の過度な負担とならないよう、指導者謝金の補助等の運営支援を行うとともに、低所得世帯への参加費補助も行うことができた。

学校施設を優先的に使用できることも地域クラブにとっては大きなメリットとなっている。

●成果の評価

令和６年度、地域クラブ10団体が実証事業に参加し、令和７年４月には21団体が実施に向けた調整を進めている。令和７年９月にも同程度の参加を見込んでいる。一方、令和７年度末までに移行できない部活は、20団体ほどあり、令和８年度以降も部活動や保護者クラブが継続されることとなる。移行できない団体に対しては、個別に状況を聞き取り、早期の移行を目指して対応する必要がある。

既に指導者の紹介を希望している団体があり、「市の登録制度」を開始するものの指導者の登録が十分ではなく、「教職員の希望者」、「県の人材バンク」を活用しても競技によっては、指導者を確保できないことが想定される。市体育連盟との連携は必須であり、引き続き、指導者確保に向けた方策を検討していくことが求められる。

参加費に関しては、部費に比べ保護者の負担が大きくなっていることから、支援の在り方について、検討を進めていきたい。

平日の学校施設の優先的な使用については、地域クラブが一般開放の時間帯に使用できるか、今後の検討が必要となる。

●今後に向けて

子供たちが継続的にスポーツに親しむ機会を確保するため、学校と合意形成ができた団体から順次、地域移行を行っているが、「部活動を設置していない学校からの生徒の受入れ」、「部活動を設置していない地域での地域クラブの設立」など、市の方針を明確にして、さらに地域移行を進めていきたい。

今後、実証事業に参加する地域クラブが増加していく中で、保護者の負担を軽減していくためにも公的支援を行っていく予定であり、企業からの協賛などの財源確保策についても検討を行っていきたい。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

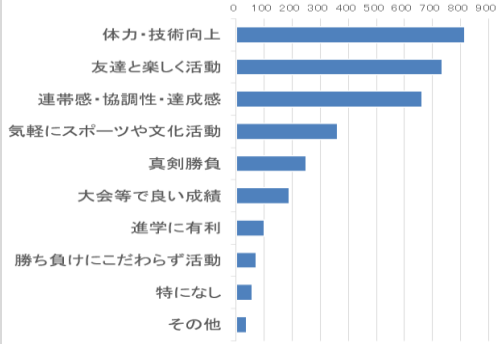
アンケート結果

●アンケート調査

調査対象：中学校１・２年生、義務教育学校７・８年生の保護者
回答数：1,232人

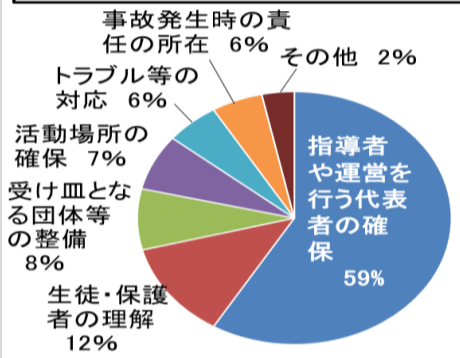
●アンケート結果

休日の地域クラブ活動に参加させる場合の目的



■その他のご意見
・新たな知識が得られる。
・自主性を尊重するため。
・心と身体を豊かにさせたい。
・好きなことを仲間と一緒に活動するため。
・部活動と同じような活動ができるよう環境を確保してあげたい。
・余暇を有意義に過ごしてほしいため。

部活動地域移行に向けて解決すべき課題



■その他のご意見
・保護者にも先生にも負担のない環境整備を行っていくと共に、子供たちが安心して活動できる環境をつくっていくことが必要である。
・親が複数の子供たちを見守るのは責任や負担が重い。
・指導者の質を担保することが大切である。定期的に研修を受講するべきである。
・外部の指導者の指導状況を統括する人が必要である。

●保護者の声

○指導者に関すること
・指導者としての資質があるかどうかが大切である。必ず研修など、定期的に受講するべきである。
・指導者の確保ができない団体は、地域移行が進まず、地域差が出る。その活動環境を整えるのは誰がするのか。
・競技人口が少ない種目によっては、指導者確保が難しい。
・指導者への責任が大きくなりすぎて、指導者のなり手が減少しないように、親の関与が必要である。

○活動時間に関すること
・地域移行を目指すのであれば、活動を制限する等の制限を設けず、市や体育連盟は協力的な姿勢でお願いしたい。
・月4回の活動では、どう頑張って練習しても技術が身に付かない。
・平日の部活の回数・時間を考えるともう少し活動できる場所・時間があるとよい。子供たちの昨今の運動能力の低下をどう補っていくのか疑問に思う。

○月会費など金銭面に関すること
・部活動と比べ負担が大きく、今後、地域移行によって、子供たちがやりたいことを奪われてしまわないか心配である。
・教育の一環であることを鑑み、今より大幅な費用負担にならないことを願っている。
・練習会場の確保、指導者の謝礼など、ある程度の負担はやむを得ないが、外郭団体等のバックアップ及び補助金が必要である。

○見守り、送迎など保護者負担に関すること
・平日や休日の当番や送迎など、現在でも親の負担が大きい。地域移行することによってさらに保護者の負担が増えるのは反対である。
・競技の経験や知識のない保護者が、指導者の確保や活動場所の確保などは、負担である。保護者の負担を避けたいという考えから、子供たちのスポーツをする機会が奪われるかもしれない。

○地域移行全般について
・地域移行するのであれば、持続可能な活動となるようしっかりとした体制整備をお願いしたい。
・子供たちにとって、仲間と共にやり遂げることの素晴らしさを体験してもらいたい。
・子供のやる気を引き出せる環境づくり、指導者の確保、活躍できる場づくりなど市もバックアップしてもらえると大変ありがたい。
・地域移行するのであれば、頑張りたいと思っている子供たちに、よりよい環境で活動させてあげたいし、応援したい。
・指導者や活動場所を確保できない競技の継続は、困難になると思われる。大人の都合で子供たちの居場所を無くすのはやめてほしい。
・今後、ますます、子供たちの運動の機会が限られてしまうのではないかと懸念している。
・大垣市全体で各スポーツ活動の統括をお願いしたい。

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

広報資料

市の地域移行の進捗状況をお伝えするとともに、市の方針をご理解いただけるよう「大垣市教育委員会だより　はぐくみ」により、広報を行った。

地域移行に関する市の方針を理解いただけるよう「新１年生から新３年生向け」、「保護者向け」のチラシを作成し、広報活動を行った。学校を通じて、対象者に送付するとともに、市の広報でも周知を行った。

参考資料



部活動地域移行
持続可能な「地域クラブ」への移行を目指しています！

市では、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することができるように、休日の部活動の受け皿となる新たな「地域クラブ」の設立を目指しています。

● 令和6年度　実証事業実施団体（合意形成できた部活動から順次、実証事業を実施）

No.	学　校	部活動	地域クラブ	活動場所	活動日
1	星和中	サッカー	星和FC	星和中、大垣北高	水、木、土
2	星和中	剣道	星桜会（星和剣道クラブ）	星和中	金、土又は日
3	星和中	なぎなた	尚武会なぎなたクラブ	大垣商業高	水、土
4	東中	サッカー	大垣東FC	東中	火、木、金、土又は日
5	興文中、南中、西中、東中	軟式野球	大垣中央野球クラブ	南中、興文中	土又は日
6	東中、星和中	軟式野球	大垣東部野球クラブ	東中、江並中	土又は日
7	北中、星和中	軟式野球	大垣北部野球クラブ	北中、星和中	土又は日
8	西部中	バレーボール（男子）	西部バレーボールクラブ	西部中	土又は日
9	興文中、北中	ハンドボール（女子）	S Violet H.C	北中	木、金、土
10	西中、江並中	ハンドボール（女子）	Spring Handball Club 江並&西	江並中、西中	火、木、金、日

地域クラブは、次の基本理念をもとに、運営されます。

基本理念（大垣市部活動地域移行基本構想より）
- 競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむものであること。
- 多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであること。

方　針
- 休日の部活動について、合意形成された部活動ごとに、「地域クラブ活動」に移行を行います。令和7年度末までの移行完了を目標としています。
- 令和7年度末までに移行できない場合は、部活動（または保護者クラブでの活動）を継続します。

● 市の地域クラブの特徴
- 地域クラブは、中学校部活動に在籍する生徒全員を受入れて活動しますので、これまで部活動を行ってきた仲間と一緒に活動することができます。
- 資格を保有する指導者がいるため、専門的な指導を受けることができます。
- 地域クラブは、学校のグラウンドや体育館を優先的に利用することができます。

市のホームページで、地域移行の説明動画をご覧いただくことができます。

地域クラブ活動での指導者登録にご協力をお願いします！

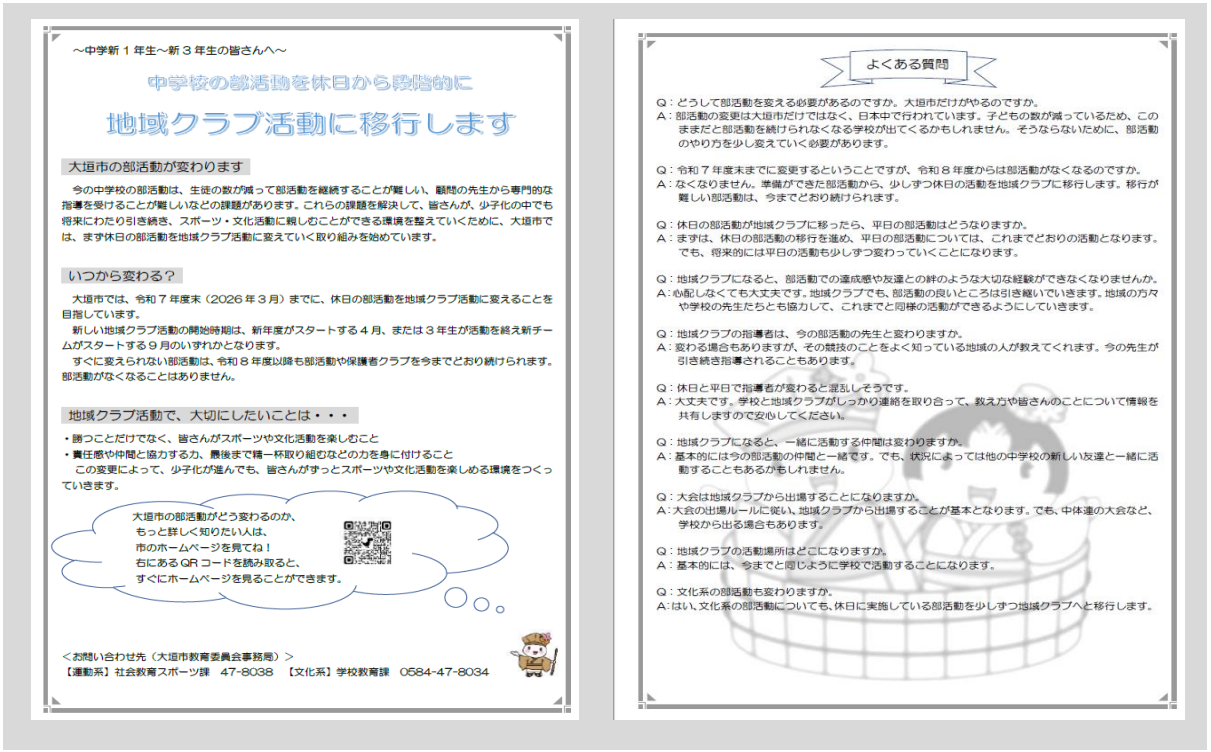
令和7年4月以降、新たな地域クラブが加わる予定です。生徒の皆さんが、部活動と同じように安心して活動できる環境をつくっていきます。

地域移行の推進にあたっては、スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者の皆様をはじめ、地域の皆様のお力が必要であると考えております。地域の皆様に支えていただきながら、引き続き推進していきます。

ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：社会教育スポーツ課（TEL 47-8039）

【地域移行に関する広報】　出典：大垣市教育委員会だより　はぐくみ



～中学新１年生～新３年生の皆さんへ～

中学校の部活動を休日から段階的に

地域クラブ活動に移行します

大垣市の部活動が変わります

今の中学校の部活動は、生徒の数が減って部活動を継続することが難しい、顧問の先生から専門的な指導を受けることが難しいなどの課題があります。これらの課題を解決して、皆さんが、少子化の中でも将来にわたり引き続き、スポーツ・文化活動に親しむことができる環境を整えていくために、大垣市では、まず休日の部活動を地域クラブ活動に変えていく取り組みを始めています。

いつから変わる？

大垣市では、令和７年度末（2026年３月）までに、休日の部活動を地域クラブ活動に変えることを目指しています。

新しい地域クラブ活動の開始時期は、新年度がスタートする４月、または３年生が活動を終え新チームがスタートする９月のいずれかとなります。

すぐに変えられない部活動は、令和８年度以降も部活動や保護者クラブを今までどおり続けられます。部活動がなくなることはありません。

地域クラブ活動で、大切にしたいことは・・・

・勝つことだけでなく、皆さんがスポーツや文化活動を楽しむこと
・責任感や仲間と協力する力、最後まで精一杯取り組むなどの力を身に付けること

この変更によって、少子化が進んでも、皆さんがずっとスポーツや文化活動を楽しめる環境をつくっていきます。

大垣市の部活動がどう変わるのか、
もっと詳しく知りたい人は、
市のホームページを見てね！
右にある QR コードを読み取ると、
すぐにホームページを見ることができます。

<お問い合わせ先（大垣市教育委員会事務局）>
【運動系】社会教育スポーツ課　47-8038　【文化系】学校教育課　0584-47-8034

よくある質問

Q：どうして部活動を変える必要があるのですか。大垣市だけがやるのですか。
A：部活動の変更は大垣市だけではなく、日本中で行われています。子どもの数が減っているため、このままだと部活動を続けられなくなる学校が出てくるかもしれません。そうならないために、部活動のやり方を少し変えていく必要があります。

Q：令和７年度末までに変更するということですが、令和８年度からは部活動がなくなるのですか。
A：なくなりません。準備ができた部活動から、少しずつ休日の活動を地域クラブに移行します。移行が難しい部活動は、今までどおり続けられます。

Q：休日の部活動が地域クラブに移ったら、平日の部活動はどうなりますか。
A：まずは、休日の部活動の移行を進め、平日の部活動については、これまでどおりの活動となります。でも、将来的には平日の活動も少しずつ変わっていくことになります。

Q：地域クラブになると、部活動での達成感や友達との絆のような大切な経験ができなくなりませんか。
A：心配しなくても大丈夫です。地域クラブでも、部活動の良いところは引き継いでいきます。地域の方々や学校の先生たちとも協力して、これまでと同様の活動ができるようにしていきます。

Q：地域クラブの指導者は、今の部活動の先生と変わりますか。
A：変わる場合もありますが、その競技のことをよく知っている地域の人が教えてくれます。今の先生が引き続き指導されることもあります。

Q：休日と平日で指導者が変わると混乱しそうです。
A：大丈夫です。学校と地域クラブがしっかり連絡を取り合って、教え方や皆さんのことについて情報を共有しますので安心してください。

Q：地域クラブになると、一緒に活動する仲間は変わりますか。
A：基本的には今の部活動の仲間と一緒です。でも、状況によっては他の中学校の新しい友達と一緒に活動することもあるかもしれません。

Q：大会は地域クラブから出場することになりますか。
A：大会の出場ルールに従い、地域クラブから出場することが基本となります。でも、中体連の大会など、学校から出る場合もあります。

Q：地域クラブの活動場所はどこになりますか。
A：基本的には、今までと同じように学校で活動することになります。

Q：文化系の部活動も変わりますか。
A：はい、文化系の部活動についても、休日に実施している部活動を少しずつ地域クラブへと移行します。

【地域移行に関する市の方針を伝えるチラシ（新１年生から新３年生向け）】

2.実証内容と成果④

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【部活動の保護者代表を対象に市の方針を説明する様子①】



【部活動の保護者代表を対象に市の方針を説明する様子②】



【地域クラブ（サッカー）でシュート練習をする様子】



【地域クラブ（サッカー）でランニングをする様子】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和５年	令和６年		令和７年		令和８年
① 基本構想の策定 実証事業ガイドラインの策定	② 実証事業の開始	③ 検討チームによる地域移行の在り方の協議	④ 実証事業実施団体の拡大	⑤ 実証事業の成果と課題を整理	⑥ 本格実施

①
令和６年３月に、「大垣市部活動地域移行基本構想」を策定し、令和７年度末までに、新たな実施主体である「地域クラブ」への移行を目標としている。
令和６・７年度は、実証期間としており、５月から部活動顧問や指導者、競技団体等の代表者による「検討チーム」を設置して協議を重ね、新たな実施主体と合意形成ができた部活動から順次、地域移行を行っている。合意形成までの具体的なプロセスを右に示す。

②
令和６年４月からの実施団体は、３団体、令和６年９月からは、７団体となった。
今後の実施開始時期としては、新年度がスタートする令和７年４月、その次は、令和７年９月を想定している。
実施団体は、実証事業ガイドラインで示す「基本理念」や「参加基準」に則って運営を行う。

③
実証事業に参加できない部活動、団体は、引き続き「検討チーム」において、地域移行の在り方を協議する。

④
実証期間においては、地域クラブ活動の調査・分析を行い、持続可能な活動となるよう対応する。実証期間中の成果と課題をとりまとめ、令和８年度からの円滑な実施を目指す。

○合意形成までのプロセス



3.今後の方向性

スポーツ庁

地域移行の推進に向けたロードマップ

1　全体スケジュール

年　度	内　容
令和5年度 **準備期間**	(1)　大垣市中学校部活動地域移行検討委員会の設置 (2)　学校及び関係団体を対象としたアンケート（現状や課題の整理） (3)　関係団体を対象としたワークショップ（新たな実施主体に関する意見交換） (4) ワークショップ結果について、学校と意見交換 (5) 競技ごとに、希望する学校・少年団等と意見交換 →合意があれば、実証期間である令和6年度から「実証事業」として試行 (6) 基本構想策定
令和6～7年度 **実証期間**	1　学校ごとに実情が異なるため、合意形成された競技・部活動ごとに、(1)から順次、実施。 (1)　新たな実施団体の決定 (2)　指導者確保策の検討 (3)　活動場所等の検討 (4)　「新たな地域クラブ活動」の実証事業を実施 2　実証期間中に、次の内容について検討を行う。 (1)　「(仮称) 大垣市地域クラブ活動ガイドライン」の策定 (2)　公的支援の在り方
令和8年度 **本格実施**	本格移行開始（目標） ただし、合意形成や条件整備等に時間を要する場合は、可能な限り早期の実現を目指して検討を継続する。

【出典：大垣市部活動地域移行基本構想】

・実証期間を開始した令和６年度は、地域クラブとして10団体が実証事業を実施しており、令和７年度末までの移行完了に向け、さらに地域移行の取組を推進していく。令和７年度は、令和８年度以降の本格実施に向けたガイドラインの検討とともに、公的支援の在り方についても引き続き検討を行っていく。

2　令和6年度以降のロードマップ

	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
体制	**検討体制** （P14イメージ図No.１参照）		**運営体制** （P15イメージ図No.２参照）
運営母体（※）	**運営母体の検討** ・運営母体となる団体の選定、協議	**運営母体の決定** ・運営母体の決定 ・運営方針、事業計画、指導者研修計画、マネジメント・安全管理に関する検討	**運営母体による運営** （P15イメージ図No.２参照）
実施主体	**実施主体の検討** ・競技ごとに検討チーム設置 ・団体と学校の合意形成 ・実証事業として試行 （P14イメージ図No.１参照） **既存団体との合意不可** ・受入れ候補団体の公募（企業、大学等）	・実証事業として試行（2年目） ・新たな実施主体として認定	**実施主体による活動** （P15イメージ図No.２参照）

【出典：大垣市部活動地域移行基本構想】

・令和６年度に、地域クラブを統括する運営母体（運営団体）について、具体的に協議を行うことができなかった。現在、教育委員会との連携のもとで、地域クラブが運営を行っているが、運営団体による運営が必須であると考えており、令和７年度以降、ガバナンスコードを遵守できる運営団体について、具体的な協議を進めてきたい。